

「うた乃」シールデザイン使用基準

(目的)

第1条 三重県が開発・品種登録した新品種イチゴ「うた乃」について、シールデザイン（以下「デザイン」という。）の適正な使用を確保するため、使用基準を定めるものとする。

(デザインの著作権)

第2条 マークに関する著作権は、三重県が所有する。

(デザインの使用等)

第3条 デザインは、次の号に掲げる者が、「うた乃」の出荷用資材に貼るシール作成に用いる場合、無料で使用できるものとする。

- 一 「うた乃」の生産許諾を取得した者および生産者団体許諾を取得した団体の構成員
- 2 シールのサイズは直径 30 mmを原寸サイズとしているが、出荷における品種名表示の目的を逸脱しない限りサイズを調整することはできるものとする。
- 3 知事は、必要に応じ、使用者に対してデザインの使用状況について、調査することができるものとする。
- 4 知事は、「うた乃」のイメージが損なわれるおそれがある場合には、デザインの使用禁止を命じることができる。

(禁止事項)

第4条 誤用によるイメージダウンを防止し、ブランド力効果を保てるよう以下の号に示す行為は禁止する。

- 一 カラーの変更
- 二 デザインの改変・変形
- 三 デザイン構成要素の分解・配置の変更

(データの配布)

第5条 データは、ファイル拡張子が .ai、.jpg、.pdf の 3 種類のファイルが入った記録媒体を希望者に郵送する。

(事故、苦情等の処理)

第6条 使用者は、デザインの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合、自らの責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等について、知事はその責を負わないものとする。

(その他)

第7条 知事は、デザインの適正な使用に関し、この他必要な事項については別途定めることができる。

附則

この基準は、令和6年11月14日から施行する。

(参考様式)

「うた乃」シールデザインの使用申込書（生産許諾者用）

三重県知事 一 見 勝 之 様

生産許諾番号 _____

郵便番号 _____

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

FAX 番号 _____

「うた乃」シールデザイン使用基準に基づいて、下記のとおりシールデザインの使用を申し込みます。

記

1. 申込日：令和 年 月 日
2. 使用目的：出荷用シール作成に限る。
3. 「うた乃」シールデザイン使用基準を遵守します。